

令和7年度 小学校施設の開放事業利用案内



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

ふじみ野市教育委員会
学校教育課

電話:049-220-2084

令和7年度 ふじみ野市立小学校施設の開放事業利用要項

1 趣旨

学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条の規定に基づき、ふじみ野市立小学校の学校施設を学校教育活動に支障のない範囲内で市民に開放することにより、市民の学習活動及び地域活動を推進し、もって生涯学習の振興を図ることを目的とします。

2 開放する学校、施設、開放する日及び時間

開放校	開放施設	開放日	開放時間
亀久保小学校	音楽室、図工室	(1)月曜日から 金曜日まで (2)日曜日及び 土曜日	(1)午後6時から 午後9時まで (2)午前9時から午 後9時まで
東台小学校	音楽室、図工室、 会議室、ギャラリー、 ピロティ	日曜日から 土曜日まで	午前9時から 午後9時まで

※開放日は、次に掲げる日を除きます。また、教育委員会が必要と認めるときは、開放日及び開放時間を変更します。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 12月28日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 利用団体の要件

- (1) 10人以上で構成され、その7割以上が市内に在住・在勤・在学する営利活動・政治・選挙活動・宗教活動を目的としない団体であること。
- (2) 代表者が市内在住・在勤・在学の成人で、責任を負える方であること。
- (3) その他、教育委員会が認めたもの。

4 利用団体登録手続き

次の書類すべてを学校教育課に提出してください。審査の上、登録を決定した団体に学校開放施設利用団体登録証を交付します。

- (1) 学校開放施設利用団体登録申請書
- (2) 会員名簿
- (3) 会則 ※営利を目的としない団体かどうか確認するために会計資料の提出を求める場合があります。

5 利用手続き

団体登録を事前に済ませ、利用を希望する月の前月までに学校開放施設利用申請書を学校教育課に提出してください。審査の上、利用を許可された団体に、学校開放施設利用許可通知書を交付します。

申請書による手続きのほか、スマートフォン等による電子申請も可能です。

利用申請フォーム二次元コード



利用申請フォームURL : <https://logoform.jp/f/mdRbZ>

6 利用責任者の義務

学校開放施設利用許可通知書に記載された利用責任者は、利用の際に次の事項を管理、指導又は確認してください。

- (1) 利用者の確認、施設設備の管理
- (2) 施設の利用に関する適切な指導助言
- (3) 火気の手配
- (4) 清掃及び用具の整理等の指導
- (5) 利用報告書の提出
- (6) 警備システム誤操作及び火災報知設備誤操作の発生時の安全対策要項に沿った対応、事故報告書の提出並びに学校教育課への報告
- (7) 学校開放施設又は設備等の汚損・損傷・亡失時、負傷事故等の発生時の場合は安全対策要項に沿った対応・連絡及び事故報告書の提出並びに学校教育課への報告

7 利用時の禁止事項

- (1) 施設及び設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定した場所以外の場所に立ち入ること。
- (3) 指定した設備以外の設備を使用すること。
- (4) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (5) 学校敷地内で飲酒すること。
- (6) 学校敷地内で喫煙その他の火気を使用すること。(学校周辺含む。)
- (7) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他に迷惑を及ぼすこと。

8 利用の中止・利用団体登録の取消しについて

(1) 次の場合、すでに許可している利用を中止します。

ア 当該開放校に緊急に開放できない事由が発生した時。

イ 利用許可の申請に偽りがあった時。

ウ その他教育委員会が必要とした時。

(2) 次の団体は、利用団体登録を取り消します。

ア 利用時の禁止事項を守らない団体。

イ 利用許可を受けずに無断使用した団体。

ウ 他者に利用の権利を譲渡、転貸した団体及び譲渡、転貸された団体。

エ その他教育委員会が登録の取消しを必要と認める団体。

9 原状回復の義務

利用者は、利用後速やかに机・椅子等を収納し、清掃して原状回復してください。

10 賠償責任

利用者は、故意又は過失により施設、設備を汚損・損傷・亡失した時は、速やかに学校教育課に報告し、その損害を賠償しなければなりません。

11 その他

この要項に定めのない事項については、小学校施設の開放事業の実施に関する規則(平成21年教育委員会規則第26号)の規定によります。

学校施設及び空調設備の利用方法

1 学校教育課に利用申請書を提出し、利用許可書を受け取ります。

前後の時間に利用する団体がある場合は学校教育課より通知しますので、施設の鍵の引継ぎ方(警備室に戻すのか、施設で直接引継ぐのか)を団体間で調整してください。

2 受付へ利用許可書を提示し、鍵貸出簿に団体名・氏名・携帯番号・貸出時刻を記入して施設の鍵を受け取ってください。施設の鍵を引継ぐ場合は、後の利用団体がその旨を申告してください。

※利用許可書に記載の利用開始時刻の30分前から貸し出します。

3 警備システムのセットを解除し、鍵を開錠して入館し、館内に異常がないことを確認した上で施設を利用してください。

4 利用後、館内(トイレを含む)の清掃を行い、戸締り・消灯を確認してください。

5 施錠し、警備システムをセットしてください。

6 利用報告書に団体名、施設名、利用日時、利用人数、報告者氏名・電話番号等の必要事項を記入し、学校教育課へ提出してください。

7 施設の鍵は、利用許可終了時刻から30分以内に受付へ返却してください。

8 鍵の貸出時間ならびに貸出場所(受付)

貸出時間	貸出場所
開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで	大井総合支所市民総合窓口課総務係
上記時間以外	大井総合支所警備室

【空調設備を利用する場合】

ふじみ野市立小学校施設の開放事業における施設の空調設備を利用された方は、利用時間1時間当たり100円の空調設備利用料をお支払いいただきます。1時間未満の利用時間がある場合は、1時間となります。また、お支払いいただいた利用料は原則として還付しません。

(例)空調設備を2時間45分利用する場合

→3時間の利用として、空調設備利用料300円をお支払いいただきます。

(利用の流れ)

- ① 空調設備を利用した場合は、「ふじみ野市立小学校施設利用報告書」に空調利用時間を記入してください。
- ② 学校教育課から空調設備利用料「納入通知書」を利用団体の代表者宛てに送付します。
- ③ 「納入通知書」により、所定の金融機関にて空調設備利用料をお支払いください。

【注意事項】

- ※ 学校開放施設は、学校教育に支障ない範囲で施設をお借りするものです。
- ※ 指定の位置に駐輪・駐車し、利用許可以外の施設へは、立ち入らないでください。
- ※ 施設内での水分補給を除く飲食及び土足での立入りは禁止です。
- ※ 利用時間には片付け・清掃の時間を含みます。利用時間を遵守し、利用後は速やかに退出してください。
- ※ 学校敷地内は火気厳禁・全面禁煙です。周辺での喫煙についても、ご遠慮ください。
- ※ 学校開放施設の利用に際して、大声(かけ声)を出すなどは控えるなど近隣住民の 住環境への配慮を十分に行ってください。
- ※ ゴミは、必ず持ち帰ってください。
- ※ 利用をキャンセルする場合も、利用報告書は提出してください。団体名、施設名、利用予定日時、利用人数は「0人」、報告事項欄にキャンセル理由を記入し、学校教育課に提出してください。

ふじみ野市立小学校施設利用報告書 学校教育課 宛て

電子申請による利用報告も可能です。

利用報告フォームURL : <https://logoform.jp/f/XxVnP>

二次元コード



利用団体名: _____

報告者氏名: _____

電話番号: _____

下記のとおり利用状況を報告します。

利用施設	小学校		音楽室・図工室・会議室		
利用日時	年 月 日()		午前・午後	時 分	～ 午前・午後 時 分
利用人数・設備	利用人数合計 _____人		学校利用備品		
	空調設備利用時間合計 _____時間_____分				
利用目的					
AED点検	利用前	AED チェック表示の確認	緑・赤	点検者氏名	
	利用後	AED チェック表示の確認	緑・赤	点検者氏名	
	※緑か赤のいずれかに○をしてください。 ※赤色の場合は異常が生じています。速やかに日本光電保守受付センター(0120-233-821)へご連絡ください。また、後日、学校教育課へご連絡ください。				
報告事項					
【利用時注意事項】 ・学校から施設をお借りし、学校教育に支障のない範囲で利用する。・所定位置に駐輪・駐車し、利用許可以外の施設へ立入らない。・利用前に、施設の安全、使用する備品等に不具合がないか確認する。・学校敷地内で喫煙及び火気の使用をしない。・施設内での水分補給を除く飲食及び土足での立入りはしない。・利用後に、施設の整備、トイレの清掃、ゴミの持ち帰りをを行う。・窓や扉の施錠、照明や空調の消し忘れ、忘れ物がないか確認する。・利用時間を遵守し、利用後は速やかに退出する。					
【緊急時連絡先】 ・警備システムにおける誤作動や異常発生の場合 ⇒ 東和警備保障(048-863-7446)へ連絡する。 ・学校設備・器具等の破損事故の場合 ⇒ 東和警備保障(048-863-7446)及び本庁舎警備室(049-261-2611)に事故等の詳細を連絡する。					

ふじみ野市立小学校施設開放安全対策要項

(令和7年4月1日)

1 全般的な注意事項

事故の内容によっては、学校教育課又は学校長から報告者の方に連絡を取り、対応等を指示する場合がありますので、その際は指示に従ってください。

2 警備システム誤操作の場合

- ① 警備会社(Tel048-863-7446 東和警備保障)に連絡してください。
- ② 警備会社の指示に従って、警備システムを操作してください。
- ③ 学校施設利用報告書に「誤操作して警備会社に対応してもらった」旨を記入し、学校教育課へ提出してください。
- ④ 事故報告書に詳細を記入し、当日のうちに市役所警備室へ提出してください。

3 火災報知設備誤操作の場合

- ① 警備会社(Tel048-863-7446 東和警備保障)に連絡してください。
- ② 消防署(Tel261-6000)に連絡してください。
- ③ 本庁舎警備室(Tel261-2611)に連絡してください。(学校名、団体名、報告者氏名、携帯電話番号、火災報知機誤操作発生を伝える。)
- ④ 警備員が到着するまで待機し、設備復旧操作が終了するまで立ち会ってください。
- ⑤ 学校施設利用報告書に「誤操作して警備会社に対応してもらった」旨を記入し、学校教育課へ提出してください。
- ⑥ 事故報告書に詳細を記入し、当日のうちに市役所警備室へ提出してください。

4 学校設備・器具等(窓ガラス含む)の破損事故の場合

- ① 警備会社(Tel048-863-7446 東和警備保障)に連絡してください。
- ② 本庁舎警備室(Tel261-2611)に破損事故の発生を連絡してください。(学校名、団体名、報告者氏名、携帯電話番号(折り返し連絡先)、破損箇所等を必ず伝え、警備員からふじみ野市マネジメントセンターに連絡するよう伝える。)
- ③ 施設担当者より折り返し連絡が入るので、指示に従って対応してください。
- ④ 学校施設利用報告書に事故の内容を記入し、学校教育課へ提出してください。
- ⑤ 事故報告書に詳細を記入し、当日のうちに市役所警備室へ提出してください。
- ⑥ 業者による修繕等が必要な場合は、市公共施設包括管理者が発注をします。後日、修繕等の費用をお支払いください。費用は自己負担(個人又は団体)です。

【破損事故発生時の主な流れ】

破損事故発生 ⇒ 警備会社・本庁舎警備室へ連絡 ⇒ 施設担当者から折り返し連絡 ⇒ 施設担当者からの指示に従う ⇒ 利用報告書・事故報告書の提出 ⇒ 修繕等費用を支払う
(発生した場合)

5 負傷事故の場合

- ① 応急手当をするとともに、医師による処置が必要と思われる場合は速やかに119番通報し、救急車を要請してください。
- ② 負傷者の自宅・家族への連絡など、利用責任者が責任をもって対応してください。
- ③ 救急搬送を要請した際は本庁舎警備室(Tel261-2611)に連絡してください。(学校名、団体名、報告者氏名、携帯電話番号、負傷者の状況、搬送先を伝える。)
- ④ 学校施設利用報告書を記入し、学校教育課へ提出してください。
- ⑤ 事故報告書に詳細を記入し、当日のうちに市役所警備室へ提出してください。

6 AEDが必要な症状の事故の場合 ※AEDが必要な症状=呼びかけに対して反応がない、普段どおりの呼吸がない状態

- ① 119番通報し、救急車を要請してください。
- ② 体育館または保健室からAEDを持ち出して使用してください。
※AEDの使用方法及び心肺蘇生法については、救命処置の資料を参考にし、AED本体の音声案内に従ってください。また、的確な対処ができるように事前に消防署等で開催されている講習会を積極的に受講してください。
- ③ 保健室のAEDを使用する際に校舎が施錠されている場合は、保健室のガラスを怪我のないように割り、鍵を開けて中に入り、AEDを持ち出して使用してください。※AEDの配置箇所(体育館玄関内、保健室内、その他)については、事前に場所を確認してください。
- ④ 保健室のガラスを割った場合は、警備会社(Tel048-863-7446 東和警備保障株)と本庁舎警備室(Tel261-2611)へ連絡し、AEDを取り出すために保健室のガラスを割ったことを伝えてください。
(学校名、団体名、報告者氏名、携帯電話番号、AED使用、保健室ガラス破損を伝える。)
- ⑤ 体育館のAEDを使用した場合は、本庁舎警備室(Tel261-2611)へ連絡し、AEDを使用したことを伝えてください。(学校名、団体名、報告者氏名、携帯電話番号、AED使用を伝える。)
- ⑥ 学校施設利用報告書を記入し、学校教育課へ提出してください。
- ⑦ 事故報告書に詳細を記入し、当日のうちに市役所警備室へ提出してください。

【AED使用時の主な流れ】

事故発生 ⇒ 救急車要請(119番) ⇒ AED使用 ⇒ 警備会社と市役所警備室へ連絡
⇒ 保健室の清掃 ⇒ 事故報告書・利用報告書の提出

事 故 報 告 書

年 月 日

ふじみ野市教育委員会 宛て

報告者 登録番号 第 号
 所在地
 団体名称
 代表者氏名

下記のとおり、開放施設において事故が発生したので、ふじみ野市立小学校施設の開放事業の実施に関する規則第 15 条の規定により報告します。

記

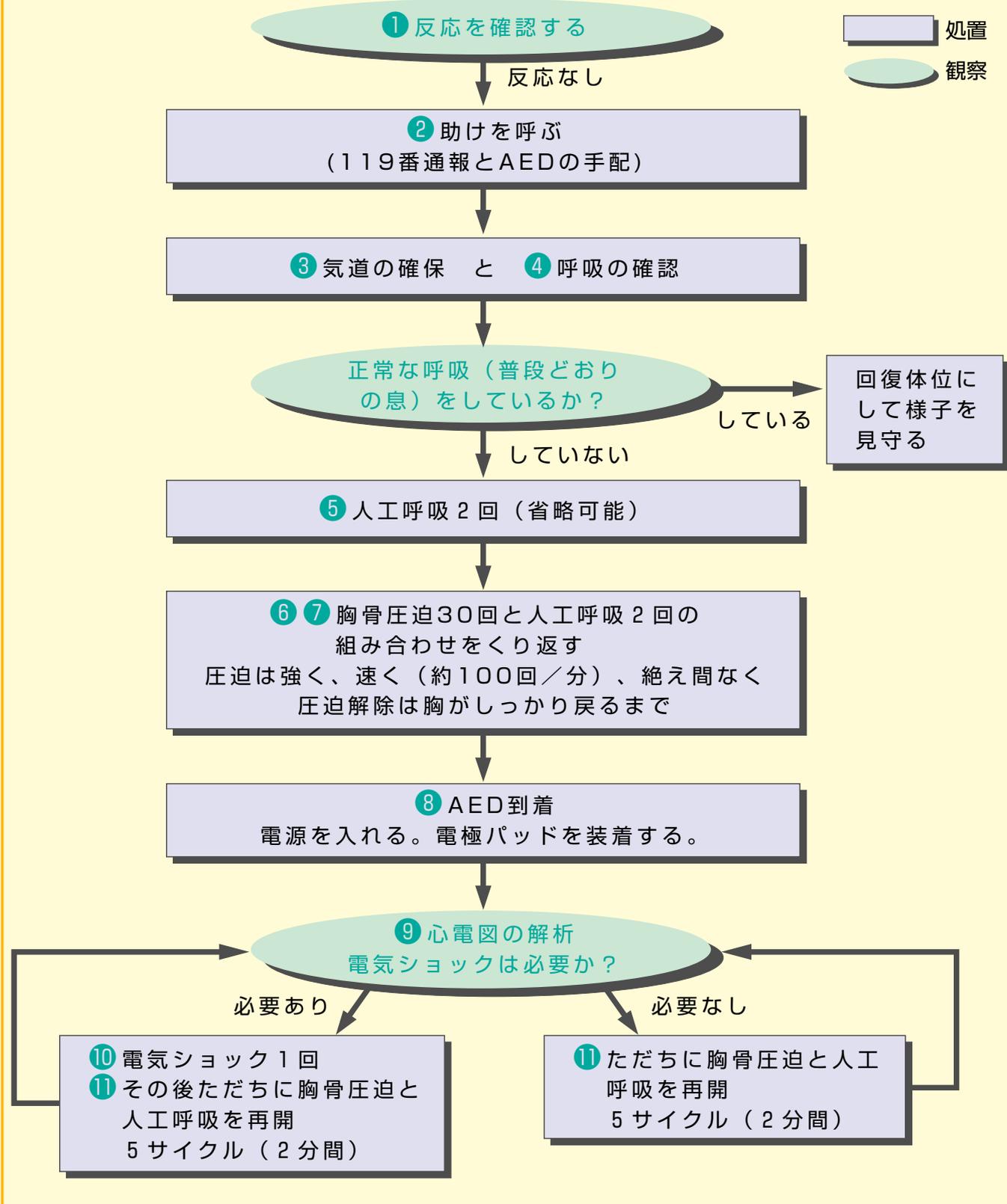
利用年月日(曜日)	年 月 日()
利 用 時 間	時から 時まで
利 用 開 放 施 設	小学校 室
利 用 備 品	
利 用 目 的	
利 用 責 任 者	住 所
	氏 名
	電話番号
事 故 の 概 要	
負 傷 者 の 状 況	
事 故 発 生 後 の 対 応	

令和7年度小学校施設開放利用案内
所管課:ふじみ野市教育委員会 学校教育課
電話:049-220-2084

§2 救命処置

I 救命処置の流れ（心肺蘇生法とAEDの使用）

図4



Ⅱ 救命処置の手順（心肺蘇生法とAEDの使用の手順）

1 心肺蘇生法の手順

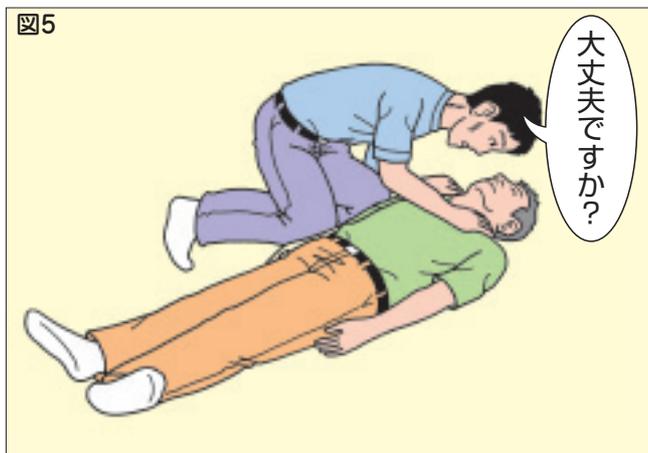
1 反応を確認する

- 傷病者の耳もとで「大丈夫ですか」または「もしもし」と大声で呼びかけながら、肩を軽くたたき、反応があるかないかをみます。

ポイント

- 呼びかけなどに対して目を開けるか、なんらかの返答または目的のある仕草がなければ「反応なし」と判断します。
- 反応（意識）があれば傷病者の訴えを聞き、必要な応急手当を行います。

図5



反応の確認

2 助けを呼ぶ

- 反応がなければ、大きな声で「誰かきて！ 人が倒れています！」と助けを求めます。
- 協力者が来たら、「あなたは119番へ通報してください」「あなたはAED（自動体外式除細動器）を持ってきてください」と要請します。

ポイント

- 救助者が一人の場合や、協力者が誰もいない場合には、次の手順に移る前に、まず自分で119番通報することを優先します。

図6



119番通報とAEDの手配

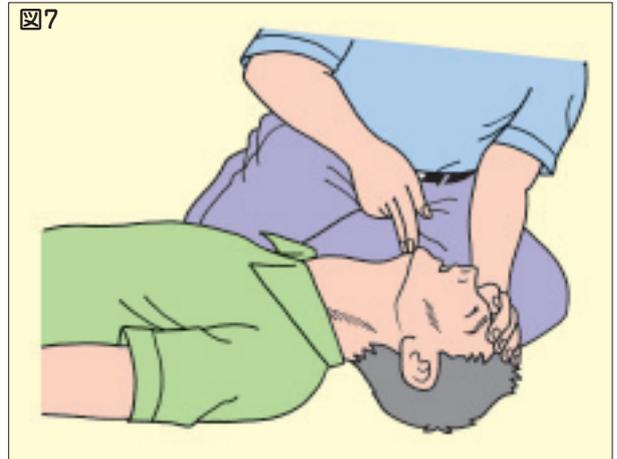
3 気道の確保（頭部後屈あご先挙上法）

傷病者の喉の奥を広げて空気を肺に通しやすくします（気道の確保）。

- 片手を額に当て、もう一方の手の人差指と中指の2本をあご先（骨のある硬い部分）に当てて、頭を後ろにのけぞらせ（頭部後屈）、あご先を上げます（あご先挙上）。

ポイント

- 指で下あごの柔らかい部分を強く圧迫しないようにします。



頭部後屈あご先挙上法

4 呼吸の確認

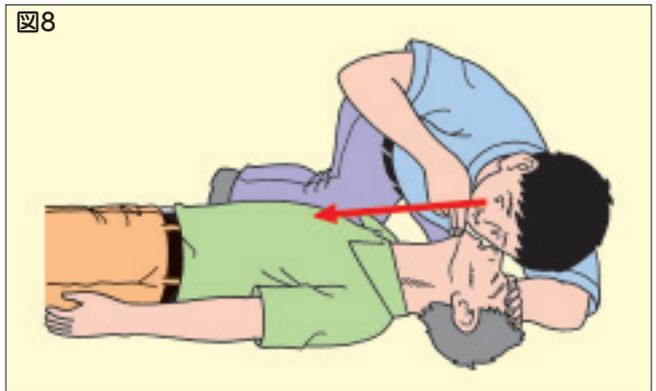
傷病者が正常な呼吸（普段どおりの息）をしているかどうかを確認します。

- 気道を確保した状態で、自分の顔を傷病者の胸に向けて、頬を傷病者の口・鼻に近づけます。
- 10秒以内で、①胸や腹部の上がり下がりを見て、②息の音を聞いて、③頬で息を感じます。

ポイント

次のいずれかの場合には、「正常な呼吸（普段どおりの息）なし」と判断します。

- 胸や腹部の動きがなく、呼吸音も聞こえず、吐く息も感じられない場合。
- 約10秒間確認しても呼吸の状態がよくわからない場合。
- しゃくりあげるような、途切れ途切れに起きる呼吸がみられる場合。



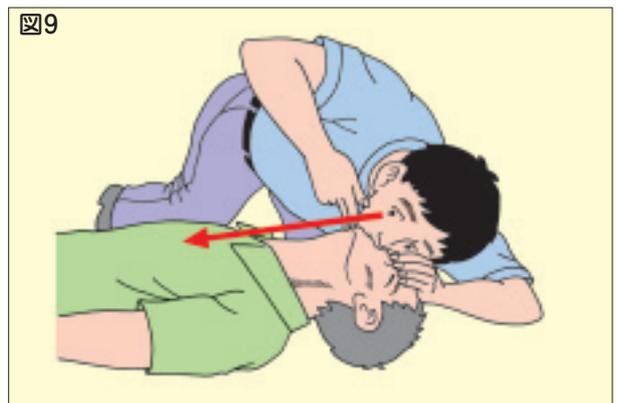
「見て」「聞いて」「感じて」確認する

心停止が起こった直後には、しゃくりあげるような、途切れ途切れに起きる呼吸がみられることがあります。この呼吸を「死戦期呼吸（あえぎ呼吸）」といいます。「死戦期呼吸（あえぎ呼吸）」は、正常な呼吸（普段どおりの息）ではありません。

5 人工呼吸（口対口人工呼吸）

正常な呼吸（普段どおりの息）がなければ、口対口人工呼吸により息を吹き込みます。

- 気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差指で傷病者の鼻をつまみます。
- 口を大きくあけて傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして、息を約1秒かけて吹き込みます。傷病者の胸が持ち上がるのを確認します。
- いったん口を離し、同じ要領でもう1回吹き込みます。

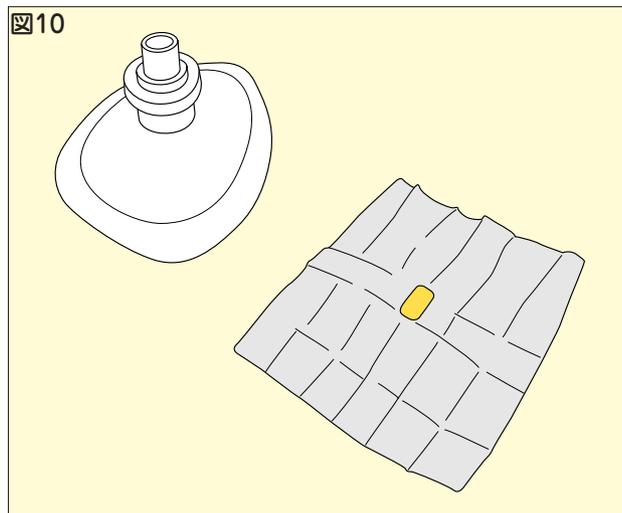


胸が持ち上がるのを確認する

ポイント

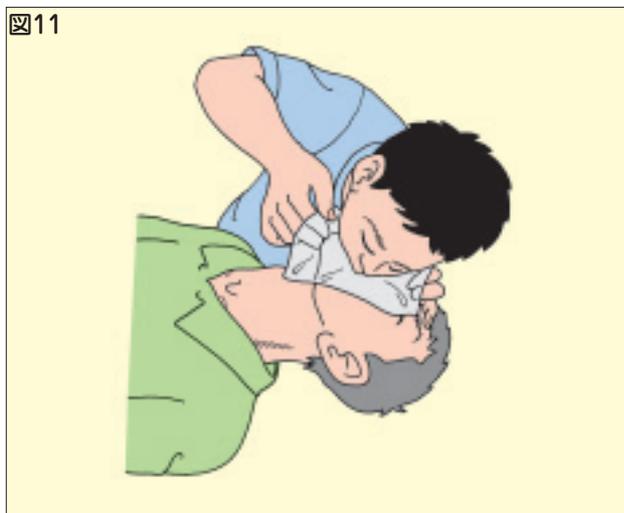
- 1回目の吹き込みで胸が上がらなかった場合には、もう一度気道確保をやり直し、吹き込みを試みます。うまく胸が上がらない場合でも、吹き込みは2回までとし、すぐに胸骨圧迫に進みます。
- 簡易型の感染防護具（一方向弁付きの感染防止用シートあるいは人工呼吸用マスク）を持っていると役立ちます。
- 傷病者に出血がある場合や、感染防護具を持っていないなどにより口対口人工呼吸がためられる場合には、人工呼吸を省略し、すぐに胸骨圧迫に進みます。

図10



簡易型の感染防護具

図11



一方向弁付感染防止用シート

図12



一方向弁付人工呼吸用マスク

6 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

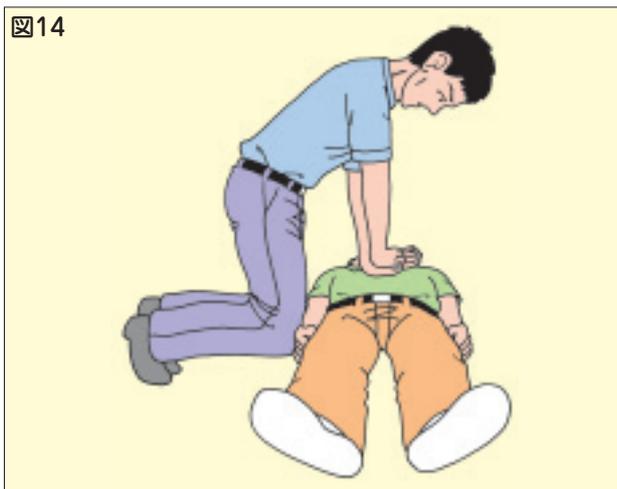
2回の人工呼吸が終わったら、あるいは省略することにしたなら、ただちにきようこつ胸骨圧迫を開始し、全身に血液を送ります。

図13



胸骨圧迫（心臓マッサージ）

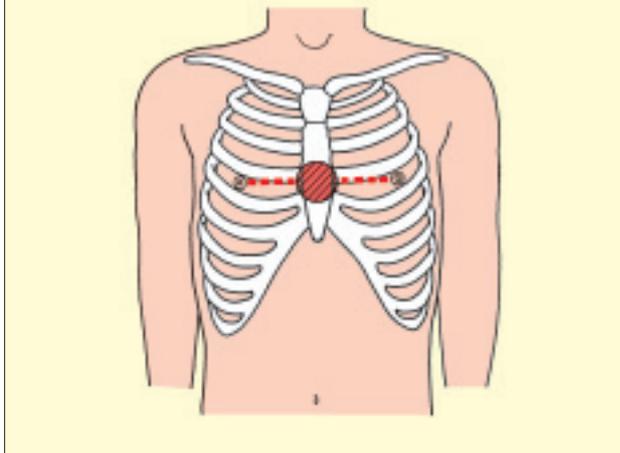
図14



胸骨圧迫の姿勢

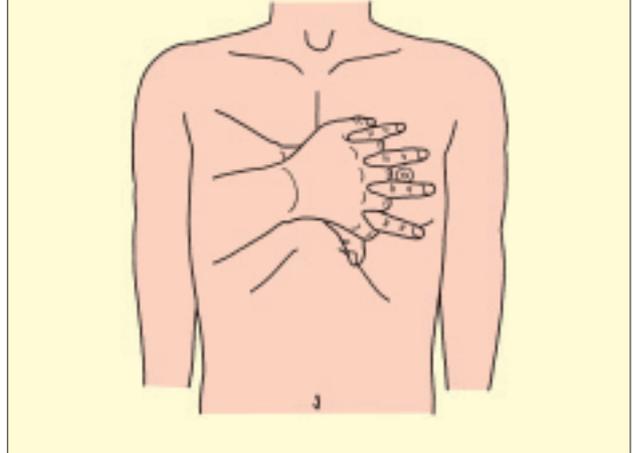
- 胸の真ん中を、重ねた両手で「強く、速く、絶え間なく」圧迫します。
 - 胸の真ん中（乳頭と乳頭を結ぶ線の真ん中）に、片方の手の付け根を置きます。
 - 他方の手をその手の上に重ねます（両手の指を互いに組むと、より力が集中します）。

図15



胸骨圧迫部位

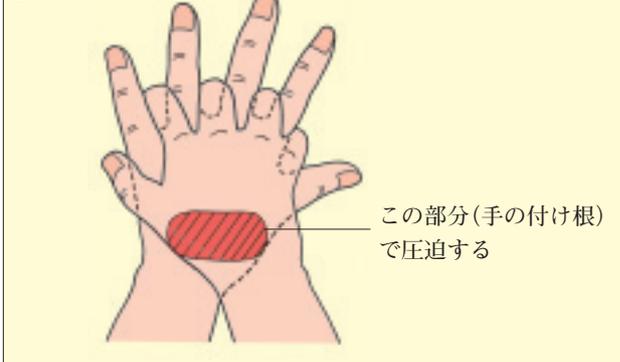
図16



両手の置き方

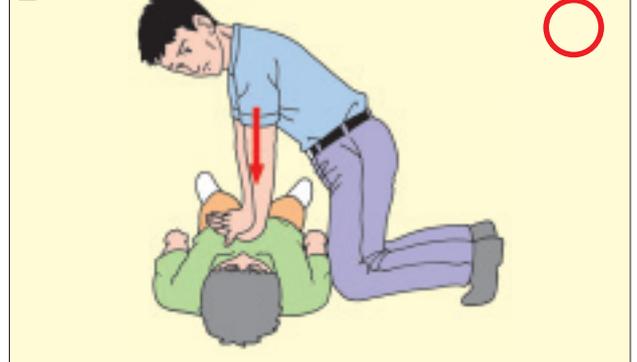
- 肘をまっすぐに伸ばして手の付け根の部分に体重をかけ、傷病者の胸が4～5cm沈むほど強く圧迫します。
- 1分間に100回の速いテンポで30回連続して絶え間なく圧迫します。
- 圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めるとき）は、胸がしっかり戻るまで十分に圧迫を解除します。

図17



両手の組み方と力を加える部位

図18



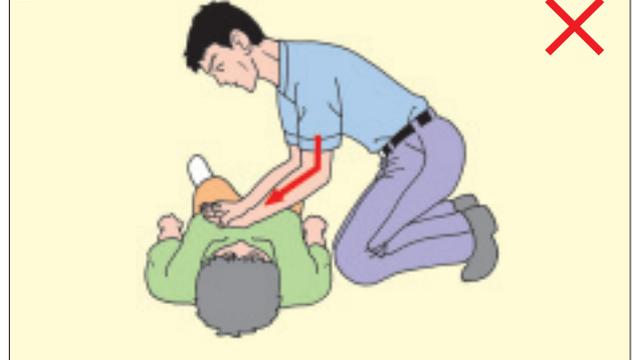
垂直に圧迫する

図19



斜めに圧迫しない

図20



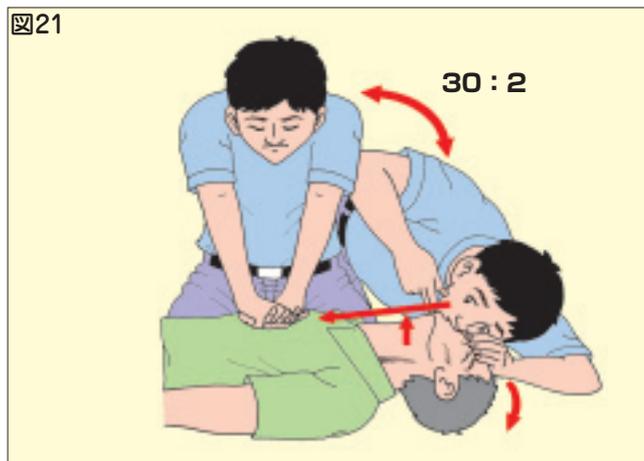
肘を曲げて圧迫しない

7 心肺蘇生法の実施（胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせを継続）

- 胸骨圧迫を30回連続して行った後に、人工呼吸を2回行います。
- この胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ（30：2のサイクル）を、救急隊に引き継ぐまで絶え間なく続けます。

ポイント

- 疲れるので、もし、救助者が二人以上いる場合は、2分間（5サイクル）程度を目安に交代して、絶え間なく続けることが大切です。
- 心肺蘇生法を中止するのは、①心肺蘇生法を続けているうちに傷病者がうめき声を出したり、普段どおりの息をし始めた場合。②救急隊に心肺蘇生法を引き継いだとき（救急隊が到着してもあわてて中止せずに、救急隊の指示に従います）。



胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ

☆ 胸骨圧迫30回

- 胸の真ん中（乳頭と乳頭の真ん中）を圧迫
- 強く（胸が4～5cm沈むまで）
- 速く（1分間に100回のテンポ）
- 絶え間なく（30回連続）
- 圧迫と圧迫の間は力を抜く（胸から手を離さずに）

☆ 人工呼吸2回 （省略する場合あり）

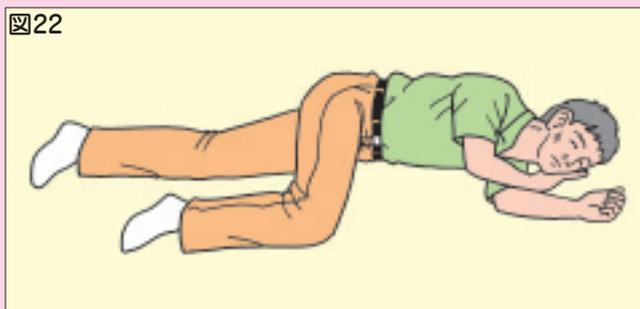
- 口対口で鼻をつまみながら息を吹き込む
- 胸が上がるの見えるまで
- 1回約1秒間かけて
- 2回続けて試みる

ポイント

反応はないが正常な呼吸をしている場合は……

回復体位

- 反応はないが正常な呼吸（普段どおりの息）をしている場合は、気道の確保を続けて救急隊の到着を待ちます。吐物等による窒息の危険があるか、やむを得ず傷病者のそばを離れるときには、傷病者を回復体位にします。
- 下あごを前に出し、上側の手の甲に傷病者の顔をのせる。さらに、上側の膝を約90度曲げて、傷病者が後ろに倒れないようにします。



回復体位

2 AEDの使用手順

- 心肺蘇生法を行っている途中で、AEDが届いたらすぐにAEDを使う準備を始めます。
- AEDにはいくつかの種類がありますが、どの機種も同じ手順で使えるように設計されています。AEDは電源が入ると音声メッセージとランプで、あなたが実施すべきことを指示してくれますので、落ち着いてそれに従ってください。

参考

AEDは、成人（約8歳以上）はもとよりですが、小児（約1歳以上約8歳未満）にも使用できます。1歳未満の乳児に対しては、AEDは使用できません。これらについては、p.17「IV 子どもの救命処置」を参照してください。

8 AEDの到着と準備

① AEDを傷病者の横に置く

- AEDを傷病者の頭の横に置きます。ケースから本体を取り出します。

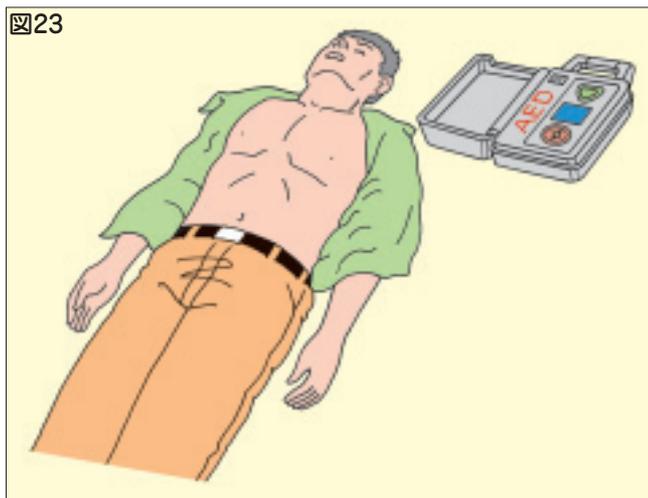


図23 AEDを置く場所

② AEDの電源を入れる

- AEDのふたを開け、電源ボタンを押します。ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。
- 電源を入れたら、以降は音声メッセージとランプに従って操作します。



図24 AEDの電源を入れる

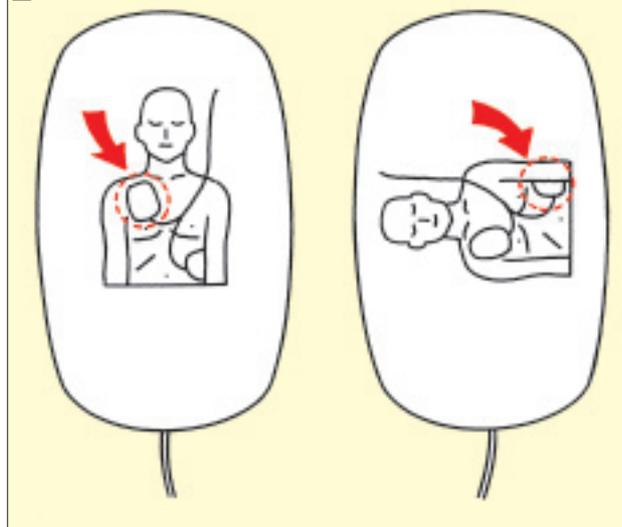
③ 電極パッドを貼る

- 傷病者の衣服を取り除き、胸をはだけます。
- 電極パッドの袋を開封し、電極パッドをシールからはがし、粘着面を傷病者の胸部にしっかりと貼り付けます（貼り付ける位置は電極パッドに絵で表示されていますので、それに従ってください）。
- 機種によっては電極パッドのケーブルをAED本体の差込口（点滅している）に入れるものがあります。

ポイント

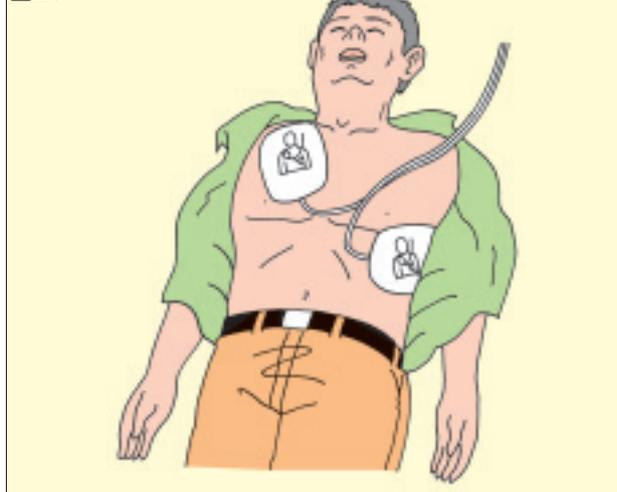
- 電極パッドは、右前胸部（右鎖骨の下で胸骨の右）および左側胸部（脇の5～8cm下）の位置に貼り付けます。電極パッドを貼り付ける際にも、できるだけ胸骨圧迫を継続してください。
- 電極パッドは、肌との間にすき間を作らないよう、しっかりと貼り付けます。アクセサリなどの上から貼らないように注意します。
- 成人用と小児用の2種類の電極パッドが入っている場合がありますが、成人（約8歳以上）の傷病者に小児用の電極パッドを使用してはいけません。

図25



電極パッド

図26

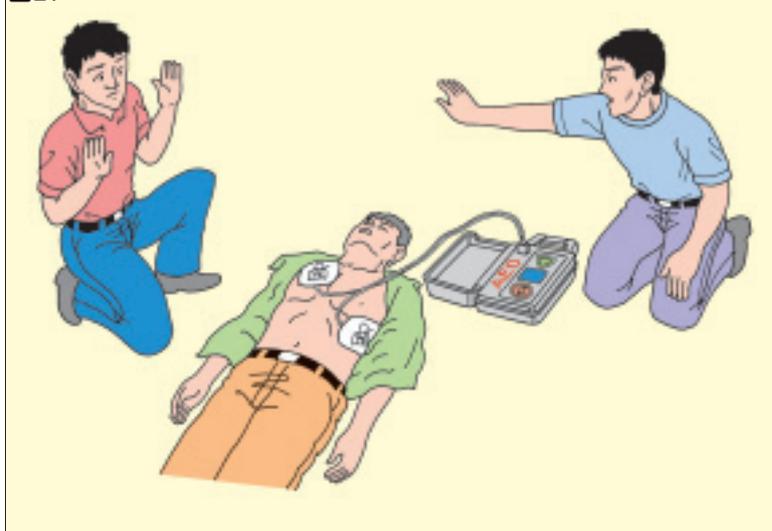


電極パッドを貼り付ける位置

9 心電図の解析

- 電極パッドを貼り付けると「体に触れないでください」などと音声メッセージが流れ、自動的に心電図の解析が始まります。このとき、「みなさん、離れて!!」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認します。
- 一部の機種には、心電図の解析を始めるために、音声メッセージに従って解析ボタンを押すことが必要なものがあります。

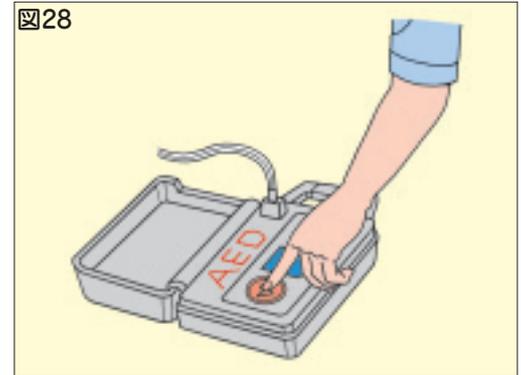
図27



解析中は音声メッセージに従い離れる

10 電気ショック

- AEDが電気ショックを加える必要があると判断すると「ショックが必要です」などの音声メッセージが流れ、自動的に充電が始まります。充電には数秒かかります。
- 充電が完了すると、「ショックボタンを押してください」などの音声メッセージが出て、ショックボタンが点灯し、充電完了の連続音が出ます。
- 充電が完了したら、「ショックします。みんな離れて！！」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認し、ショックボタンを押します。



ショックボタンを押す

ポイント

- ショックボタンを押す際は、必ず自分が傷病者から離れ、さらに誰も傷病者に触れていないことを確認します。
- 電気ショックが加わると、傷病者の腕や全身の筋肉が一瞬けいれんしたようにビクッと動きます。

11 心肺蘇生法を再開

- 電気ショックが完了すると、「ただちに胸骨圧迫（心臓マッサージ）を開始してください」などの音声メッセージが流れますので、これに従って、ただちに胸骨圧迫を再開します。胸骨圧迫30回、人工呼吸2回の組み合わせを続けます。

ポイント

- AEDを使用する場合でも、AEDによる心電図の解析や電気ショックなど、やむを得ない場合を除いて、胸骨圧迫と人工呼吸をできるだけ絶え間なく続けることが大切です。



ただちに胸骨圧迫を再開

12 AEDの手順と心肺蘇生法のくりかえし

- 心肺蘇生法を再開して2分（胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせを5サイクルほど）経ったら、AEDは自動的に心電図の解析を再び行います。音声メッセージに従って傷病者から手を離し、周りの人も傷病者から離れます。
- 以後は、＜9 心電図の解析、10 電気ショック、11 心肺蘇生法の再開＞の手順を、約2分間おきにくりかえします。

参考

● 心肺蘇生法を中止するのは

① 救急隊に引き継いだとき。

救急隊が到着したら、傷病者の倒れていた状況、実施した応急手当（心肺蘇生法）、AEDによる電気ショックの回数などをできるだけ伝えます。なお、AEDは自動的に心電図波形や加えたショックの回数等を記憶しています。

② 傷病者が動き出す、うめき声を出す、あるいは正常な呼吸が出現した場合。ただし、気道確保が必要になるかもしれないため、慎重に傷病者を観察しながら救急隊を待ちます。この場合でも、AEDの電極パッドは、はがさず電源も入れたままにしておきます。